

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公益財団法人三重県下水道公社会計規程（以下「会計規程」という。）第62条の規定により公告します。

令和3年10月6日  
公益財団法人三重県下水道公社  
松阪浄化センター所長

### 1 入札に付する工事概要

#### (1) 工事番号及び工事名

令和3年度 三下松修第6号  
三渡川ポンプ場No. 2-2汚水ポンプ分解整備工事

#### (2) 工事場所

三重県松阪市小津町地内

#### (3) 工事概要

No. 2-2汚水ポンプの部品交換、分解整備及び補修塗装他一式

#### (4) 工期

契約締結日から令和4年3月25日まで

#### (5) 予定価格

非公表とします

#### (6) 競争参加資格事後審査方式

本工事は、競争参加資格のうち三重県建設工事等入札参加資格者名簿（以下「県建設工事名簿」という。）登録等の基本項目を入札前に審査し、その他の参加資格を開札後に審査する事後審査方式です。

#### (7) 最低制限価格

本工事は、会計規程第68条で規定する最低制限価格を設定しています。

### 2 競争参加資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次の(1)及び(2)に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

#### (1) 申請書の提出日から落札決定日までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たしている者としてします。

ア 県建設工事名簿において、「機械器具設置工事」で登録されている者であること。

イ 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により三重県から指名（落札資格）停止の処分を受けていないこと。

ウ 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間である者、又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこ

- と。
- エ 会計規程第61条第1項の規定（地方自治法施行令第167条の4準拠）に該当しない者であること。
  - オ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でないこと。
  - カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生開始手続の申立てがなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般競争(指名競争)競争入札参加資格の再審査にかかる認定を受けていること。
  - キ 役員（役員として登記又は届出はされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が暴力的組織（計画的又は常習的に暴力的不法行為を行い、又は行うおそれがある組織）又はその構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有していると認められる者でないこと。
  - ク 県税及び地方消費税の滞納が無いこと。

## (2) その他必要要件

- ア 過去10年間（平成23年度～令和2年度）において、水中渦巻ポンプの設置若しくは分解整備を元請又は下請で請負、完成した実績をもつ者であること。  
下請の場合は施工範囲に水中渦巻ポンプの設置若しくは分解整備が含まれるものに限る。
- イ 本工事の施工管理をつかさどる技術者として、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者を配置できること。

## 3 担当課

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター 運転管理課

電話 0598-53-4865 FAX 0598-53-4867

## 4 入札手続等

### (1) 設計図面及び仕様書の閲覧等

ア 設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は次のとおり閲覧に供します。

（ア）閲覧期間 公告日から令和3年10月20日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

（イ）閲覧場所 「3 担当課」及び公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）ホームページに掲載します。

(2) 本入札(設計図書等を含む)に対する質問がある場合は、次のとおり書面によ

り提出するものとしします。なお、電話・口頭など個別では受付できません。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 公告日の翌日から令和3年10月13日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

(イ) 提出場所 「3 担当課」としします。

(ウ) 提出方法 持参、郵送、FAXにより提出してください。

なお、郵送の場合は(ア)の提出期間内に必着とし、FAXの場合は必ず着信確認を行ってください。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 閲覧に供することにより回答します。

(イ) 閲覧機関 令和3年10月15日(金)から令和3年10月20日(水)まで。

(ウ) 閲覧場所 「3 担当課」及び公社ホームページに掲載します。

(3) 申請書の提出

入札参加希望者は競争参加資格確認申請書(様式1-1号)を提出し、競争参加資格の確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

(ア) 提出期間 公告日から令和3年10月13日(水)までの午前8時30分から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます)

(イ) 提出場所 「3 担当課」としします

(ウ) 提出方法 「3 担当課」へ持参又は郵送してください。FAXによるものは受付できません。(郵送の場合は書留等とし提出期間内に必着としします。)

(4) 入札書提出時に提出する書類の内容及び提出時期等

ア 提出書類とその内容

(ア) 工事費内訳書

a 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求めます。提出のあった工事費内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、会計規程第72条第7号により無効としします。また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明できない者は失格としします。

(a) 工事費内訳書を提出しないもの

(b) 工事費内訳書の金額と入札額が一致していないもの

(c) 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

注：端数処理を行う場合、千円以上の処理が確認されるものについては一括値引きとみなします。

(d) 記載すべき項目が欠けているもの

(e) その他不備があるもの

b 工事費内訳書の様式は本公告文に添付されている「工事費内訳書（見積用）」を使用し、数量、単価、金額等を記載してください。

c 工事費内訳書は返却いたしません。

d 工事費内訳書の再提出は認めません。

(イ) 同種工事の施工実績

2(2)アの本工事と同種工事の施工実績を記載してください（様式2-1号）。なお、記載した工事について「本工事と同種工事であること」「工事を請け負ったこと」「工事が完成していること」が確認できる資料を添付してください。契約書、履行証明書、仕様書、図面の写し等から施工実績が十分確認できるように適宜組合せのうえ添付してください。

(ウ) 配置予定の主任技術者等の資格・実務経験及び同種工事の施工実績

2(2)イの施工管理をつかさどる技術者の資格又は実務経験を記載してください（様式3-1-1号）。また、配置予定の主任技術者等の手持ち業務状況等についても記載してください。（参考様式）

~~（配置予定技術者に同種工事の施工実績を設ける場合は（様式3-1-2号）を記載してください。）~~

イ 提出時期及び方法

上記、提出書類はすべて書面で提出してください。

(ア) 提出方法

a 工事内訳書は入札封筒に入札書と一緒に入れてください。

b 同種工事の施工実績、配置予定の監理技術者等の資格・実務経験及び同種工事の施工実績は「工事番号・工事名」「公告日」「会社名」を明記した封書に厳封して入札開始までに「3 担当課」へ持参又は書留で郵送（必着のこと）してください。

(5) 競争参加資格の確認項目

競争参加資格の確認については入札前に実施する事前条件審査、及び開札後に実施する参加資格事後審査を実施することとし、確認する項目は次のとおりとします。

ア 事前条件審査項目

2 競争参加資格に関する事項のうち（1）（ただし、クを除きます。）に示す項目

イ 参加資格事後審査項目

2 競争参加資格に関する事項のうち（2）に示す項目

(6) 競争参加資格確認結果の通知

競争参加資格の確認結果は次に記載する日までに通知します。

ただし、参加資格事後審査結果については落札候補者の参加資格がないと認められた場合にのみ通知します。

ア 事前条件審査結果

令和3年10月15日（金）予定

イ 参加資格事後審査結果

令和3年10月25日（月）予定

なお、競争参加資格事前条件確認の通知を受けた者が落札決定日までに競争参加資格を満たさなくなった場合は、競争参加資格を取り消します。

(7) 競争参加資格確認申請にかかる注意事項

ア 申請書及び提出書類の作成にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出された書類は返却いたしません。

ウ 参加資格事後審査項目にかかる提出書類について、事後審査時にその内容確認ができない場合は追加資料の提出又は再提出（以下「追加提出等」といいます。）を求めることがあります。

ただし、追加提出等については開札日の午後5時までに追加提出等の意思確認が取れ、発注機関が指示した提出期限までに追加提出等がされた場合にのみ認めるものとします。

また、競争入札審査会で追加提出を必要と認めた場合は上記にかかわらず追加提出等を求めることがあります。

なお、上記の時間内に会社では連絡が取れない等で別の連絡先へ連絡を希望する場合は、希望する連絡先を明記したものを入札時に添付しなければなりません。

(8) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、その理由について次のとおり説明を求めることができます。

ア 請求方法 説明を求める旨を記載した書面を提出して行うものとします。

なお、書面（様式は自由）は持参するものとします。

イ 提出期間 競争参加資格がないと認められた場合の通知日から下記の日までの午前8時30分から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

・事前条件審査で競争参加資格がないと認められた者

令和3年10月19日（火）

・事後審査で競争参加資格がないと認められた者

令和3年10月27日（水）

ウ 提出場所 「3 担当課」とします。

エ 回答方法 説明を求めた者に対し、説明を求めることができる期限の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

(9) 入札方法

入札にあたっては次に示すほか、別に配付する入札心得によります。

- ア 入札書は紙で提出してください。
- イ 入札執行回数は3回を限度とします。(予定価格を公表する場合は1回)
- ウ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。

(10) 入札書提出の日時及び場所

- ア 入札書提出日時 令和3年10月21日(木)午後2時00分
- イ 入札書提出場所 〒515-0104  
三重県松阪市高須町3922番地  
公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター  
電話 0598-53-4865
- ウ その他 本工事にかかる競争参加資格事前条件確認通知書(写しも可)を提示すること。また、入札書の撤回、差替、再提出は認めません。

(11) 開札の日時及び場所

- ア 開札日時 令和3年10月21日(木)午後2時10分
- イ 開札場所 〒515-0104  
三重県松阪市高須町3922番地  
公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター  
電話 0598-53-4865

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金  
入札保証金は免除します。
- イ 契約保証金  
契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会計規程第76条第2項に掲げる担保及びその価値の提供をもって、契約保証金の納付に代えることができるものとします。  
また、次のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。ただし、ア)及びイ)に該当するときを除き、会社更生(再生)手続き中の者には適用しません。
  - ア) 保険会社との間に公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
  - イ) 保険会社又は金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、工事履行保証証券を提出したことにより当該保険会社又は金融機関と公社との間に工事履行保証契約が成立したとき。

ウ) 契約金額が500万円以下で、契約の相手方が過去3箇年の間に国、地方公共団体若しくは法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の13の国土交通省令で定める法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、かつ、その契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 納税確認

次のア、イによる納税確認書等（発行日から起算して6か月以内のものに限る。コピーも可）の提示がないと当該入札には参加できません。なお、納税確認は入札開始までに写しを提出してください。

ア 県内に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書]=所管県税事務所発行[無料]
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納額税のないこと用]  
=所管税務署発行[有料]

イ 県外に本店を有する事業者

- ・すべての県税[納税確認書]=所管県税事務所発行[無料] 県内に営業所等を有する場合のみ
- ・消費税及び地方消費税[納税証明書その3未納額のないこと用]  
=所管税務署発行[有料] 本社分について

## (3) 開札

入札参加者は開札に立ち会うものとします。

## (4) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに会計規程第72条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、**再度入札への参加をさせないものとします**。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、申請書の提出日から落札決定日までの期間中に三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受ける等、2の競争参加に関する事項に掲げる条件を満たしていない者は競争に参加する資格のない者に該当します。

## (5) 落札者の決定

ア 会計規程第67条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、会計規程第68条の規定により最低制限価格を設けた場合において、その価格を

下回る入札をした者は失格とし、予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札者となる額の入札をした者が2人以上あるときは当該入札者のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者を決定したときは落札確認書により落札者本人に通知します。

#### (6) 落札の失効

落札者が決定された日から30日以内で指定された提出期限までに契約書の提出がされない場合は、会計規程第78条第2項の規定によりその落札者は契約締結の権利を失います。

#### (7) 契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合、又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合は当該請負者の施工能力(施工計画、資金計画等を含む)を判断し、契約を締結しないことがあります。

また、落札決定後、入札参加資格の制限又は三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止を受けた場合は、契約を締結しないことがあります。

#### (8) 変更契約

契約後の設計変更については当初の請負比率で変更請負額を算定します。

#### (9) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は入札者の負担とします。

#### (10) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は発注機関に対して苦情申立てを行うことができます。

#### (11) 言語及び通貨

入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (12) 技術者の配置

落札者は、配置予定の主任技術者等の資格・施工実績(様式3-1-1号、3-1-2号)に記載した技術者を契約時に配置しなければなりません。



なお、契約時に配置しない場合は不誠実な行為とみなし、会計規程第61条第2項の規定に基づき競争参加資格の停止を行うことがあります。ただし、専任を要する工事であっても工場製作等で現地着手していない期間については、発注者の同意を得たうえで専任でなくてもよいものとし、同一浄化センター内の工事の場合には発注者の同意を得たうえで兼任出来るものとし、また、専任を要しない工事のうち、500万円以上、3,500万円未満の工事については、同一浄化センターの場合は兼任件数に制限を設けませんが、異なる浄化センターの場合は同一技術者が兼任できる件数は全部で2件までとします。

また、現場代理人については工事現場に常駐しなければなりません。工場製作等で現地着手していない期間については発注者の同意を得たうえで、公社の他浄化センターが発注する工事について兼任することができます。なお、同一浄化センター内の工事については、兼任は可能です。

(13) その他

ア 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は不誠実な行為とみなし、会計規程第61条第2項の規定に基づき競争参加資格の停止を行うことがあります。

イ 本入札及び契約後において不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。

ウ 本公告に関する問い合わせ先

〒515-0104

三重県松阪市高須町3922番地

公益財団法人三重県下水道公社 松阪浄化センター

電話 0598-53-4865